

端末設備等規則の一部改正等に関する意見募集の結果 (審議会への必要的諮問事項以外に係るもの)

意見募集期間：令和 8 年 4 月 25 日（土）～令和 8 年 5 月 29 日（金）

提出された御意見の件数：4 件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者（提出順）
1	個人 A
2	個人 B
3	個人 C
4	一般社団法人電子情報技術産業協会

**「端末設備等規則の一部改正等に関する意見募集」
に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方**

提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
●意見 1（告示案全体についての意見） 強く賛同する。 【個人 C】	（意見 1 に対する考え方） 賛同の御意見として承ります。	無
●意見 2（ファームウェアの更新機能についての意見） 現行の「ファームウェアの更新が可能であること」という規定から、「最新のファームウェアがインストールされていることを確認する機能」と「ソフトウェアの完全性を更新前に確認できる仕組み」を技術基準に加えることは、年々増加する脆弱性への対策として有効であると考えます。 【一般社団法人電子情報技術産業協会】	（意見 2 に対する考え方） 賛同の御意見として承ります。	無
●意見 3（ファームウェアの更新機能についての意見） ファームウェア更新について、検討結果では最新かどうか確認することと更新前のベリファイ機能を有することを規定している。 しかし、世間一般ではファームウェアが何なのか知っている者は少数派であり、その中でも自発的にファームウェアを更新するユーザーはほとんどいない。 検討結果に対する現状課題にて、更新の徹底が必要と記載があるので、これを踏まえて、月に一回以上の頻度	（意見 3 に対する考え方） いただいた御意見にある「ファームウェアを強制的に最新のものにアップデートする機能」は、「ファームウェア更新の自動化」として、今回の省令改正に先立ち情報通信審議会において議論され、 ・ファームウェア更新には、脆弱性対策だけでなく更新対象となる端末機器の機能拡張・改善のために実施されるものも含まれる ・端末機器の機能拡張・改善に関するものはユー	無

でファームウェアを強制的に最新のものにアップデートする機能を初期設定とすることを規定すべき。ファームウェアの更新で不具合が想定される用途などに対しては、ITに詳しいものが自らその初期設定を変更すればよい。 【個人 B】	ザの判断に依存する（更新を望まないユーザも存在） ・ファームウェアの更新はセキュリティ以外の機能に影響を及ぼすことがあり、最新版の適用がそぐわない場合もある といった意見があったことを踏まえ、「自動更新については「推奨するが要件としない」こととすることが適当であるが、（代替手段として）ユーザが更新の自動化を希望する場合に対応できる機能を実装することが望ましい。」との結論を得ました。 このため、省令改正案において、「ファームウェア更新の自動化」については技術基準に規定しないこととしております。 （参考： https://www.soumu.go.jp/main_content/001044040.pdf）	
●意見 4（不要なインタフェースへの物理/論理アクセスに関する機能についての意見） サプライチェーンの複雑化により、機器の製造者が把握していない通信機能がサイバー攻撃の対象となるリスク に対し、機器の利用上不要なインタフェースを無効化することを技術基準に加えることは、予防的なセキュリティ対策として有効であると考えます。 【一般社団法人電子情報技術産業協会】	（意見 4 に対する考え方） 賛同の御意見として承ります。	無
●意見 5（不要なインタフェースへの物理/論理アクセスに関する機能についての意見） 機器要件に、アダプタ部に「総務大臣が別に告示する措置」をとる、と有るが、恣意的に悪用される様な法令	（意見 5 に対する考え方） いただいたご意見にある「措置の内容」については、「総務大臣が別に告示する措置」として ・製造者が（利用者に）提供する機能に係るイン	無

文は、やめていただきたい。 措置の内容を明らかに示すべきだ。 【個人 A】	タフフェイス及びその利用目的を明示する ・当該インタフェース以外について（製造者が）無効化する と明らかにしており、（国が）恣意的な決定をすることはありません。 このため、原案のとおりとさせていただきます。	
---	--	--